

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年五月十九日法律第三十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第十三条、第十八条、第五章及び第七章並びに附則第四条から第九条まで、第十二条から第十五条まで及び第十七条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日